

# 転校の手続きについて

転校(転出)されることが決まりましたら学校諸費の精算等をしますので、早めに学級担任または事務室までお知らせください。

引越しされる時、給与された教科書は必ず全部、次の学校に持って行ってください。一度給与された教科書は給与されません。紛失されると個人負担となります。

豊中市以外の市町村や海外へ引越し

豊中市内で引越し

豊中市役所・市民課または庄内出張所、新千里出張所で  
転出届を出します。

引越し前!

引越し後!

転出届の受付は転居日の2週間前  
(海外の場合は約1カ月前)

引越し完了後  
転居当日から15日以内に

市役所より発行  
「転出証明書」「異動通知書」

市役所より発行  
「異動通知書」「転入学通知書」

発行された「異動通知書」をお持ちの上、学校にお越しください。  
本校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

転出先市役所で転入の手続き  
転出証明書を提出  
「転入学通知書」交付



問い合わせ先 豊中市教育委員会事務局  
学務保健課(市役所6階)  
TEL 6858-2553

「転入学通知書」と本校から発行した「在学証明書」「教科書給与証明書」を転出先の学校に提出してください。